

固定資産の評価を確認できます

固定資産の縦覧を始めました

平成24年度の土地・家屋の価格が決定しましたので、4月から固定資産の縦覧ができます。

●縦覧場所

本庁税務課・両支所総務課

※いずれの場所においても、市内全ての固定資産が縦覧できます。

●縦覧内容（縦覧帳簿記載事項）

- 土地価格等縦覧帳簿
- 土地の所在・地番・地目・地積・価格
- 家屋価格等縦覧帳簿
- 家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格

●縦覧できる人

固定資産税を納めている人

●縦覧期間

4月2日（月）～6月29日（金）

※土日曜・祝日を除く

8時30分から17時15分まで

●縦覧に必要なもの

納税通知や課税明細書または本人確認ができるもの（運転免許証・パスポート・健康保険証等）

●縦覧の手数料

縦覧の期間中は無料です。ただし、コピー等の交付はできません。

《注意》

代理人が申し込む場合は、委任状も必要です。

法人が申し込む場合には、申請書に法人の代表者の押印が必要です。

固定資産税が非課税の規定の適用を受けることができる固定資産（例…地方税法第348条第2項該当分）をお持ちの人・法人で、まだ申告がお済みでない場合は税務課へお問い合わせください。

平成24年度は

3年に1度の評価替えの年

固定資産税の土地と家屋の評価額は、3年ごとに見直しを行います。縦覧制度は、納税者に価格をご覧いただく制度です。ぜひご利用ください。



担当:森

問 政策部 税務課
☎ (23)9220

使用していない商品用軽自動車に朗報です

商品用軽自動車に対する課税免除が始まります

平成24年度から、商品であり使用しない軽自動車等にかかる軽自動車税について、一定の要件を満たした場合、課税を免除します。免除を希望される人は、申請をお願いいたします。

要件

- 次のすべてを満たしていること
- ・平成23年4月2日以降に取得した車両であること
- ・登録上の所有者および使用者が申請者と同じであること
- ・一定の場所に置かれ、公道を走行しないもの

※試乗車・代用車等として使用する軽自動車等は対象外、また二度免除を受けた車両は次年度以降対象外となります。

必要書類

- ・商品用軽自動車課税免除申請書
- ・車検証の写し
- ・古物商許可書または質屋許可書の写し（申請車両が中古車の場合）
- ・展示状況および走行距離を写した写真

申請期間

4月2日（月）～5月1日（火）
（土日曜を除く。締切厳守）



申請・問合先

政策部 税務課
☎ (23)9220